

Instagram 日本アセアンセンター観光公式アカウントを使用した
観光促進活動に係る入札について

日本アセアンセンターでは、Instagram を利用した更なる ASEAN 諸国の観光促進活動を展開します。

つきましては、アカウント運営について一般企画競争入札を行いますので、ご案内いたします。

記

I. 競争入札に付する事項

アカウント名：aseanjapancentre

フォロワー数 8,519 名（2023 年 3 月 31 日現在）

期 間 : 2023 年 6 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

II. 運營業務の内容

Instagram 日本アセアンセンター公式観光アカウントを利用して ASEAN の観光促進を行います。アカウント運営代行業務には、次を含みます。

- (1) 東南アジア諸国への観光客流入増加の素地づくりを行います。東南アジア諸国のサステナブルな観光要素の紹介、責任ある観光の促進を目指します。
- (2) 日本アセアンセンターが用意する素材のほか、一般ユーザーが投稿した ASEAN 関連投稿のリポストを行います。リポスト候補投稿の選定、投稿者との調整、キャプション準備、タグ選定および投稿を含みます。（週 7 回を基本として入札を実施しますが、提案内容により変更可能です）
- (3) 投稿は日本アセアンセンターの基準に則り、また事前に内容の承認を取る必要があります。また、日本アセアンセンターより投稿内容の指定やイベントの告知依頼をする場合があります。
- (4) アカウント運用分析・報告書（月 1 回以上）を提出します。
- (5) 来年度以降のアカウント運営にあたっての助言を行います。（日本アセアンセンタースタッフが引き継ぐことを想定）
- (6) 報告書を作成し提出します。（提出期限：2024 年 3 月末日）
- (7) ストーリーズ投稿、アンケート、クイズなどフィード投稿以外のコンテンツ企画は任意とします。

III. 業務の指標

本事業の重要業績評価指標（KPI）として次を設定します。

フォロワー数： 10,000
エンゲージメント率:10%.

なお、エンゲージメント率は「いいね+コメント数+保存数÷リーチ数」で算出します。

IV. 事業予算

400 万円（最終的な支払上限額）

【注】委託決定先が外国公館等に対する消費税免除指定店舗になっていない場合、申請手続きをしていただくことが可能です。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/23120184.htm>

V. 入札方法

- 事業予算が確定した企画競争入札となります。
- 自社でInstagramのメディア・アカウントをお持ちの法人のみ、入札に参加できます。
- 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人のみ、入札に参加できません。

（1）入札必要書類の提出

2023年4月20日（木）午後4時までに、企画内容書類を下記「VII. 連絡先」までメールでご提出下さい。

提出していただく企画書に、次の内容を含めてください。

- ① Instagram 運営代行の実績（特に観光関連）
- ② 自社保有アカウントのアカウント名・フォロワー数
- ③ KPI 達成のために取る基本方針・ロードマップ・戦略概要
- ④ フォロワーとの交流、エンゲージメント方針
- ⑤ 運営中の外部アカウントに関する情報（請負開始日と請負後のフォロワー増加数）
- ⑥ 月一回以上提出される運用分析・報告書の項目
- ⑦ フィード投稿以外に独自に行う企画があれば、その頻度と予定内容
- ⑧ 日本アセアンセンタースタッフへの助言範囲
- ⑨ 運用委託期間半ばで、運用がうまく進まず効果が現れない場合の対応有無

見積書は項目、単価、金額がわかれば様式は自由です。

（2）落札業者決定通知

2023年5月9日（火）までに担当者あてEメールにて通知する予定です。

VI. 注意事項

(1) 入札内容にかかるご質問は4月14日（金）午後4時までメールにてお受けし、4月18日（火）までに返答させていただきます。

(2) 提出された企画書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。

す。

- (3) 企画提案書の作成、応募などにかかる経費は、応募者の負担とします。
- (4) 提出書類については、内容及び金額の妥当性について、業者選定の参考とするため、第三者に助言を求めることがあります。
- (5) 本入札では企画内容を総合的に評価して落札先を決定します。落札企業決定の経過については、説明は行いません。
- (6) 本契約により独自に作成された制作物がある場合、その知的財産権及びすべての権利は日本アセアンセンターに帰属します。
- (7) 本契約に係る業務内容で、第三者と知的財産権、肖像権等に係る調整が必要になる場合は、受注者が調整することとします。

VII. 連絡先（問い合わせ・各種提出先）

日本アセアンセンター
東京都港区新橋 6-17-19 新御成門ビル 1 F
観光交流チーム インスタグラム運営担当
メール： info_to@asean.or.jp

以上